

【主旨】

新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される中、中央支部事務所利用者の感染を予防するため、利用する際に推奨されることをガイドラインとして定めるものです。

【ガイドラインの前提】

当ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の拡大を予防するため、中央支部事務所で開催される各種会議・イベント等を運営する際の留意点について定めるものです。実際の運営については、その時々状況により主催者の判断に委ねるものとしますので感染拡大に最大限の配慮を御願ひ致します。

【ご利用前】

1、利用案内

- ・発熱や咳など異常が認められる場合は参加をお断りさせていただき旨を明記する。また入場者数に制限があることを知らせておいてください。

2、入室時

- ・参加者にマスクの着用をお願いする。
- ・入口や受付に手指消毒用として消毒液（消毒用アルコール等）を用意し、使用を促す。
- ・事務所設置の非接触型体温計などにより検温を実施し、発熱が認められる場合は参加をお断りする。

【ご利用中】

- ・換気のため窓を開け、換気扇を回すこと。さらに効果を高めるため事務所にある2台のサーキュレーターを使用して十分に室内の換気を行うこと。（サーキュレーターは窓を閉めて使用しないこと）
- ・話し声の大きさや、テレビ会議システムの音量について、近隣の迷惑とならないよう配慮すること。

【ご利用後】

- ・参加者の中にご利用後に体調不良を訴える方又は濃厚接触者の判定を受けた方がいた場合には、支部長（shibucho@rmc-chuo.jp）に遅滞なく直ちに報告してください。また支部長から指示があった場合はその指示に速やかに従って行動してください。

●参加者数

- ・事務所で会議・イベント等に参加する者は最大で15名とし、運営側の参加者を含めて全体で20名までとすること。それ以外の参加者についてはオンラインでの参加を検討すること。

●机と椅子の配置

- ・飛沫感染・接触感染を防止するために、最大人数で利用する際の机と椅子は下図のように配置し、参加者間の間隔を十分に取ること。

